

許可番号 第04550001877号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県北九州市八幡西区熊西二丁目6番5号

氏名 株式会社 石松商会 代表取締役 石松 礼二
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣

許可の年月日

令和5年6月29日

許可の有効年月日

令和10年6月28日



1 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え・保管の有無 なし

特別管理産業廃棄物の種類

廃油：揮発油類、灯油類、軽油類及び廃溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）

廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

鉱さい：水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃石綿等

ばいじん：水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

燃え殻：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥：水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

以上8種類 以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5 積替え許可の有無

有 ・ (無)

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成5年6月29日 第4550001877号	新規許可
平成10年6月29日 第4550001877号	更新許可
平成15年6月29日 第4550001877号	更新許可
平成18年9月8日 第4550001877号	変更許可：取扱品目「既存品目である、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、」以上4品目の内容追加及び「燃え殻、鉍さい、ばいじん、廃石綿等」以上4品目の追加
平成20年6月29日 第04550001877号	更新許可
平成25年6月29日 第04550001877号	更新許可
平成27年2月10日 平成30年6月11日	変更届：住所の変更 変更届：取扱品目「感染性産業廃棄物」以上1品目の削除及び事務所の変更
平成30年6月29日 第04550001877号	更新許可
令和3年5月10日 令和5年4月24日	変更届：代表者の変更 変更届：事業場の変更
令和5年6月29日 第04550001877号	更新許可
	以下余白

(別記)

1 事務所及び事業所の所在地

[事務所]福岡県北九州市八幡西区熊西二丁目6番5号 電話番号:093-621-6853

[事業場]福岡県北九州市八幡西区夕原町7番13号(32,33,35号)

電話番号:093-642-7129

[事業場]福岡県北九州市若松区南二島二丁目590番20, 23, 24

電話番号:093-701-5373

2 特記事項

- ① 県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)を遵守すること。
- ② 運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム(<http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/>)で情報提供を行っている。